

熊本県奨学のための給付金事務の手引き（第14版）

まえがき

本手引きは、平成26年度から開始された「熊本県奨学のための給付金」制度（文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）に該当するもの）の概要及び事務処理の手順等について記載したものである。

各学校においては、制度の円滑な実施のため、本手引きに沿って適切に処理していただきたい。

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

第1版	平成26年5月
第2版	平成26年6月
第3版	平成27年5月
第4版	平成28年5月
第5版	平成29年5月
第6版	平成30年7月
第7版	令和元年5月
第8版	令和2年4月
第9版	令和2年6月
第10版	令和3年3月
第11版	令和4年6月
第12版	令和5年4月
第13版	令和5年6月
第14版	令和6年4月

目 次

第1章	制度の概要	
1	趣旨・目的	1
2	概要図	1
3	交付対象世帯	2
4	給付金額	6
5	交付申請	8
6	交付・不交付決定の通知	10
7	交付方法	10
8	交付回数	10
9	給付金の使途等	11
10	転入学者	11
11	代理受領	11
12	スケジュール	12
第2章	事務の流れ	13
第3章	学校における事務	
1	受給資格の確認	14
2	奨学のための給付金管理システムへの入力	19
3	県への提出	20
4	交付・不交付決定通知書の配布	20
	奨学のための給付金Q & A	22
参考1	給付金対象確認シート	24
参考2	世帯構成パターン図	25
参考3	扶養関係パターン図	26

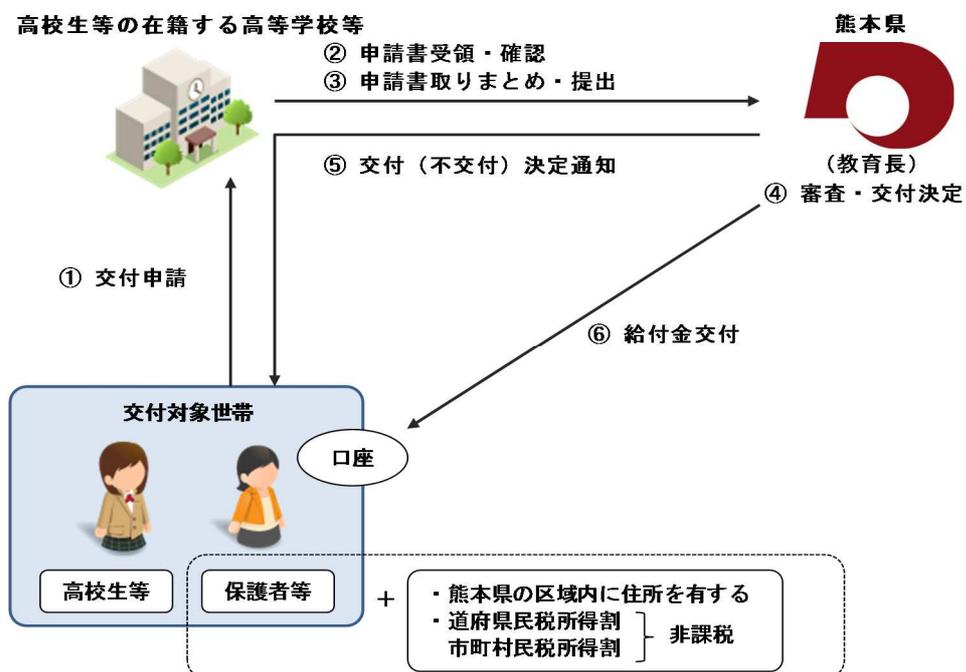
第1章 制度の概要

1 趣旨・目的

熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」という。）は、高等学校等に在籍する生徒の授業料以外の教育費を支援するために、熊本県奨学のための給付金交付要領（以下「要領」という。）により交付するものである。

給付金は、全ての意志ある高校生等が、教育費を心配することなく、安心して勉学に打ち込めるように、低所得世帯における教育費の負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

2 概要図



【高校生等一人当たりの給付金額（年額）】

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制以外	32,300円	122,100円	143,700円
通信制		50,500円	

3 交付対象世帯

基準日 時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象となる。

高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。

保護者等が、熊本県の区域内に住所を有する者であること。

生活保護受給世帯であること又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること(家計急変による経済的理由から、非課税に相当すると認められる者を含む。)。

高校生等の在籍状況、世帯の状況は次の表ア～ウに定める認定基準日時点で判断する。

(ア) 通常募集にかかる表

高校生等の入学日	認定基準日
1 給付金が交付される年度の前年度以前	給付金が交付される年度の7月1日
2 給付金が交付される年度の4月から6月	
3 1及び2に該当しない日	入学日

通常募集とは、前倒し給付及び家計急変に係る申請以外の申請を指す。

(以下「通常募集」という。)

(イ) 前倒し給付にかかる表

認定基準日	交付対象月	給付金の交付金額
給付金が交付される年度の4月1日	4～6月	要項で定める額×1/4
給付金が交付される年度の7月1日	7～翌年3月 (当該年度)	要項で定める額から4～6月分相当額を差し引いた額 ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額(年額)を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

前倒し給付とは、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の一部早期給付を行うものを指す。

(以下「前倒し給付」という。)

(ウ) 家計急変にかかる表

補助対象世帯	区分	認定基準日	家計急変発生月	交付対象月	給付金の交付金額
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者。ただし、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている場合は補助対象外	ア 前倒し給付をしない新入生及び在學生	給付金が交付される年度の7月1日	7月まで	年間	要項で定める額
		申請のあった月の翌月1日(申請のあった日が月の初日の場合は、申請のあった月の1日)	7～翌年3月(当該年度)	認定基準日の属する月～翌年3月(当該年度)	要項で定める額×(交付対象月～翌年3月/12月)(当該年度)
	イ 前倒し給付を行う新入生	給付金が交付される年度の4月1日	4月まで	4～6月	要項で定める額×1/4
		アと同様	4月以降	アと同様	アと同様

家計急変とは、家計急変により保護者等の収入が減少した世帯で、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に給付を行うものを指す。(以下「家計急変」という。)

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)で次に掲げるもの。

ア 高等学校(専攻科及び別科を除く。)

イ 中等教育学校の後期課程

ウ 高等専門学校(第1学年～第3学年)

エ 専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設

の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

対象となる国家資格者養成施設

- ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・ 准看護師養成所
- ・ 調理師養成施設
- ・ 製菓衛生師養成施設

(2) 高校生等

法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）又は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し支援金）の補助要件を満たす者。

高校生等が給付金を交付する年度の4月から3月までの1年間（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）休学する場合は対象としない。

認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、対象としない。

【参考】措置費等の支弁対象となる場合

- ・ 児童福祉法第6条の3第8項によるファミリーホームの入所児童
- ・ 児童福祉法第6条の4による里親の委託児童
- ・ 児童福祉法第33条の6による自立援助ホームの入所児童
- ・ 児童福祉法第38条による母子生活支援施設の入所児童
- ・ 児童福祉法第41条による児童養護施設の入所児童
- ・ 児童福祉法第43条の2による情緒障害児短期治療施設の入所児童
- ・ 児童福祉法第44条による児童自立支援施設の入所児童

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行

規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等。

（4）熊本県の区域内に住所を有する者

給付金は、認定基準日現在、保護者等が熊本県の区域内に住所を有することを要件としている。

なお、親が単身赴任の場合などは保護者等が生活の本拠と考えている都道府県からの給付となる。

また、海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者等全員の課税証明書等を提出できない場合には対象外となる。

4 給付金額

一人の高校生等につき年1回、次の表の金額を交付する。ただし、 、 を除く。

<給付金額表>

交付対象世帯の区分	給付金額	
	(1人当たり年額)	
1 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯(以下「生活保護受給世帯」という。)に扶養されている高校生等	32,300円	
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)に扶養されている高校生等(3の場合を除く。)	通信制以外	122,100円
	通信制	50,500円
3 非課税世帯に扶養されている2人目以降の通信制又は高等学校等専攻科以外の高等学校に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制又は高等学校等専攻科以外の高等学校等に通う高校生等()	143,700円	

非課税世帯に通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制又は高等学校等専攻科の高等学校に通う高校生等については、全て2の給付金額とし、通信制又は専攻科以外の高校生等については、全て3の給付金額とする。

新入生に対する前倒し給付を行う場合の給付額

4～6月分相当額については、4月1日現在の状況に基づき、<給付金額表>の当該給付額(年額)の1/4を給付することとする。その上で、7～3月分相当額については、7月1日現在の状況に基づき判定した額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく<給付金額表>の当該給付額(年額)を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(例) 非課税世帯で第2子の給付額(全日制)に該当し、前倒し給付をした場合、7月1日現在も同一の状況のとき、7～3月分相当額は以下のとおり

(年額)	(4～6月分相当額)	(7～3月分相当額)
143,700円	- 35,925円	= <u>107,775円</u>

家計急変世帯に対する給付額

(ア) 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合

- ・ 7月までに家計が急変した者は、<給付金額表>の当該給付額
- ・ 7月以降に家計が急変した者は、<給付金額表>の当該給付額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することとする。

(イ) 新入生に対する前倒し給付を行う場合

- ・ 4月までに家計が急変した者は、<給付金額表>の当該給付額に1/4を乗じた額
- ・ 4月以降に家計が急変した者は、(ア)と同様の額を給付することとする。

<年齢の考え方について>

基準日における年齢の考え方は、「年齢のとなえ方に関する法律」、「年齢計算に関する法律」にて判断するものとする。

基準日が7月1日のとき、各年度における15歳以上23歳未満となる者の生年月日は以下のとおりである。

令和5年度：平成12年7月3日～平成20年7月2日

令和6年度：平成13年7月3日～平成21年7月2日

令和7年度：平成14年7月3日～平成22年7月2日(以降も同様に変遷)

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における加算額

国公立の高等学校等に通う高校生等	1人当たり：64,800円
国公立の高等学校等専攻科に通う生徒	

5 交付申請

給付金の申請を行う交付対象世帯の保護者等が、世帯区分に応じた次の書類により高校生等の在籍する高等学校等の学校長を経由して、教育長に対して行う。ただし、通常の募集については(1)及び(2)、新入生に係る前倒し給付については(3)、家計急変については(4)を申請書類とする。

(1) 生活保護受給世帯

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」

「生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」

認定基準日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、福祉事務所が発行する「保護証明書」でも可

高校生等本人の生業扶助の措置状況の記載があるもの

「振込口座が確認できる書類」(通帳表紙やキャッシュカードの写し等)

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」

保護者等全員分の給付金を交付する年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類のうち次のいずれか(写し可)

ア 「マイナンバーカードの写し」

イ 「マイナンバー通知カードの写し」

ウ 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」

エ 「課税証明書」

オ 「特別徴収額の決定・変更通知書」

カ 「納税通知書」

ただし、ア・イ・ウについて、保護者等が先に奨学のための給付金申請時に提供している場合、提出を省略することができる。

「振込口座が確認できる書類」(通帳表紙やキャッシュカードの写し等)

当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は高校生等以外の15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養されている場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる書類(扶養誓約書)

「個人番号カード(写)等貼付台紙」(マイナンバーを提出した場合)

「調査等同意書」(マイナンバーを提出した場合)

(3) 前倒し給付を希望する世帯

生活保護受給世帯

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」

「生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」
認定基準日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、福祉事務所が発行する「保護証明書」でも可。

高校生等本人の生業扶助の措置状況の記載があるもの

「振込口座が確認できる書類」(通帳表紙やキャッシュカードの写し等)

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」

保護者等全員分の給付金を交付する年度の前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類のうち次のいずれか(写し可)

- ア 「マイナンバーカードの写し」
- イ 「マイナンバー通知カードの写し」
- ウ 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」
- エ 「課税証明書」
- オ 「特別徴収額の決定・変更通知書」
- カ 「納税通知書」

ただし、ア・イ・ウについて、保護者等が先に奨学のための給付金申請時に提供している場合、提出を省略することができる。

「振込口座が確認できる書類」(通帳表紙やキャッシュカードの写しなど)

当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は高校生等以外の15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養されている場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる書類(扶養誓約書)

「個人番号カード(写)等貼付台紙」(マイナンバーを提出した場合)

「調査等同意書」(マイナンバーを提出した場合)

(4) 家計急変世帯

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」

「申立書」

「保護者等全員分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類」のうち次のすべて(写し可)

- ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

例) 離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届等

- イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

例) (家計急変前) 課税証明書の写し等

(家計急変後) 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など (P 2 1 参照)

ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

例) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

「振込口座が確認できる書類」(通帳表紙やキャッシュカードの写し等)

当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は高校生等以外の15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養されている場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる書類(扶養誓約書)

(5) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である世帯

制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書

再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等による証明書等

6 交付・不交付決定の通知

県において、申請書等を審査のうえ、給付金の交付を決定した場合には、「熊本県奨学のための給付金交付決定・確定通知書」により、給付金の交付を行わない場合には、「熊本県奨学のための給付金不交付決定通知書」により申請した保護者等に対して高校生等が在籍する学校を通じて通知する。

7 交付方法

給付金の交付は、申請した保護者等が、申請書により届け出た申請者名義の金融機関口座に振り込む。申請者が金融機関口座を有していない等の事情により同一世帯の者の口座を振込先に指定する場合は、申請者から振込口座名義人への委任状を添付する。

8 交付回数

交付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とする。

また、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し支援金)の支給対象となる者は、追加で1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付することができる(学び直し支援金の支給期間が最長2年間であるため)。な

お、前倒し給付は交付回数に含まない（４～６月分に相当する額のみ支給された場合を除く。）。

給付金を申請していない場合や、申請したものの認定されず不支給となった場合は給付の回数に数えない。

9 給付金の使途等

給付金は、交付対象世帯における授業料以外の教育費の負担の軽減のために交付するものであり、その使途は限定されない。

また、給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としているため、原則として、基準日時点の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学、退学などの場合にも返還等を求めない。（認定基準日に遡って変更が生じた場合を除く。）

10 転入学者

各学校における基準日以降の転入学者の保護者等が奨学のための給付金の交付を申請する場合には、個別の対応を検討するため、事前に県（高校教育課）へ連絡する。

11 代理受領

学校長は、給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺することができる。

詳細は、別途マニュアルを参照

12 スケジュール

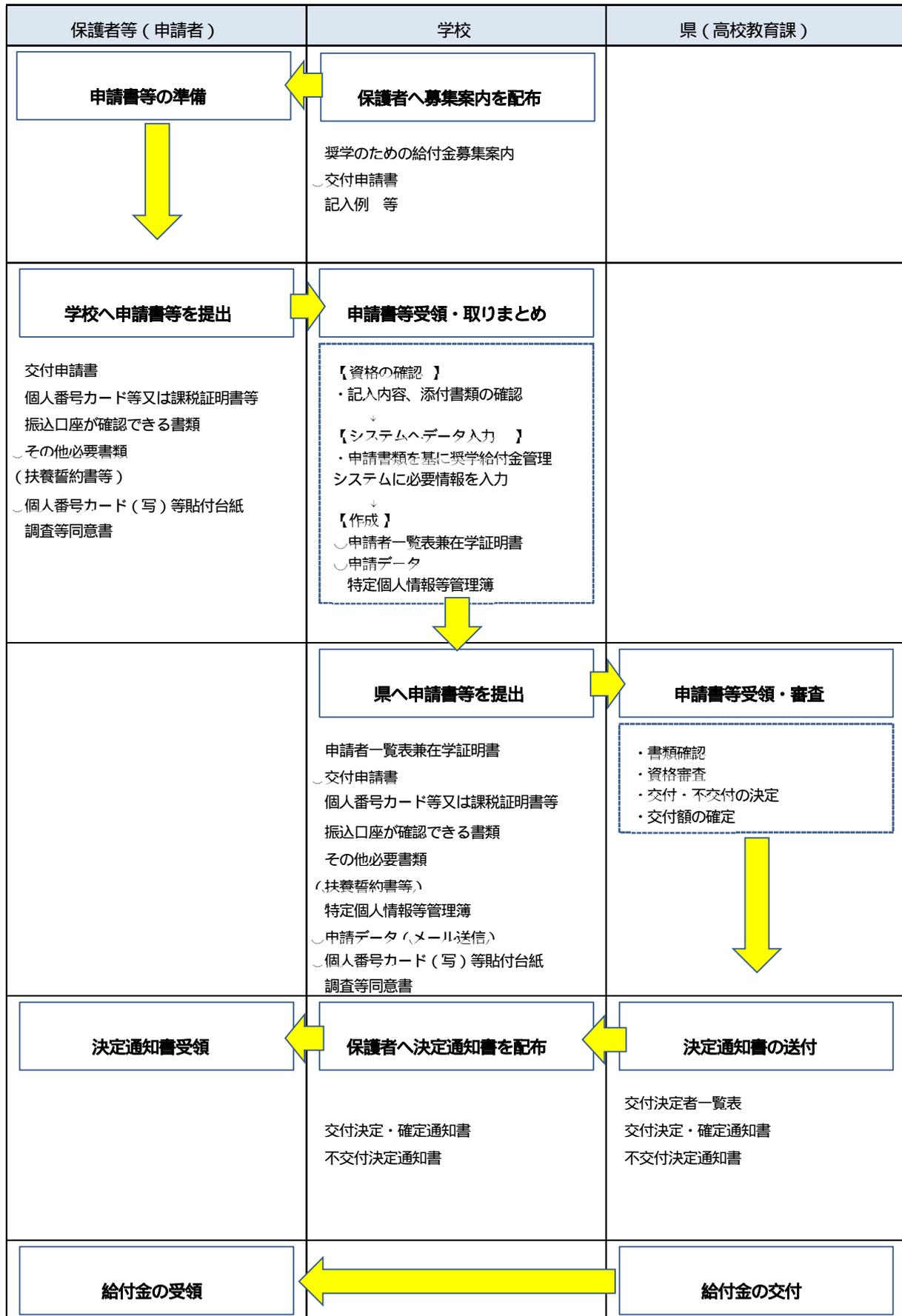
時期	内容
募集期間：4月頃～（前倒し給付4～6月分申請（家計急変に係る前倒し給付を含む））	
4月	前倒し給付の申請書と確認用書類等の提出【申請者 学校 県】 審査は、前年度（前々年の所得）の課税証明書等にて行う。 基準日（4月1日） 在籍（入学時点）、生業扶助の措置状況、扶養の状況
7月	資格の認定【県 学校 申請者】 高校生等奨学給付金の給付（4～6月相当分）【県 申請者】
募集期間：6月頃～（通常募集申請、前倒し給付7～3月分申請、7月までの家計急変申請） 審査及び給付：できたものから順次	
7月	申請書と確認用書類等の提出【申請者 学校 県】 審査は、当該年度（前年の所得）の課税証明書等にて行う。 基準日（7月1日）：在籍、生業扶助（高等学校等就学費）の 措置状況、扶養の状況
9月	資格の認定【県 学校 申請者】 高校生等奨学給付金の給付（年額 ）【県 申請者】 前倒し給付を行う場合は、前倒し分を差し引いた残額

家計急変は随時募集、
審査及び給付

スケジュールについては、変更になることがある。

9月以降、追加募集を行う予定。

第2章 熊本県奨学のための給付金事務の流れ



第3章 学校における事務

事務処理に際し、個人情報及び特定個人情報の取り扱いには十分に留意するとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

1 受給資格の確認

学校は、保護者等から熊本県奨学のための給付金交付申請書（以下「申請書」という。）と併せて課税証明書等の添付書類を受け取り、申請書の各項目について次のとおり確認する（必要書類については、第1章の「5 交付申請」参照）。

（1）申請区分

申請書の申請する区分について、チェックされているか確認する。

（2）申請者

申請者が、高等学校等に在籍する生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等であるか。また、認定基準日時点で熊本県の区域内に住所を有する者であるか申請書に記載された住所と課税証明書等に記載された住所を照合して確認する。

（留意事項）

課税証明書に記載された賦課日以降に、保護者等が住所を変更した場合は、申請書に記載された住所により確認する。

熊本県内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる。

（3）対象となる高校生等について

高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、認定基準日に高等学校等に在籍する者であるか確認する。

（留意事項）

日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高等学校等の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合には対象となる。

高等学校等（終業年数が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者については、対象としない。

高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制課程・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月とする。）を超える者は、対象としない。

ただし、認定基準日現在、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）学び直し支援金の支給対象者は対象とする。

別科の生徒や聴講生、科目履修生は対象としない。

受給資格の確認において年齢は問わない。

（4）生活保護（生業扶助）の受給状況について

認定基準日時点の生活保護法（昭和25年法律144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、生活保護受給証明書により確認する。

（留意事項）

生活保護（生業扶助）の受給については、「生活保護法（昭和25年法律144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」により確認する。ただし、福祉事務所が発行する「保護証明書」などにより、認定基準日時点の高校生等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、代用可とする。

（5）保護者等の収入の状況について

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であるか個人番号カードの写し等又は課税証明書等により確認する。

(留意事項)

原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付を要する。

給付金は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが要件となっているため、就学支援金とは異なり、親権者の1人が控除対象配偶者であっても個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する必要がある。

ただし、家計急変世帯においては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる場合に対象となるため、申請世帯の家計急変事由、家計の状況、扶養親族の人数及び年齢を確認できる書類の添付を要する。

課税証明書等は、申請者の負担軽減のため、原本に代えて写しでも可とする。

実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

所得を判断する基準となる保護者は、原則、親権者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、その者は保護者には含まれない。

生徒に保護者がいない場合には、基準となる所得は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者(主たる生計維持者)の所得となる。保護者及び主たる生計維持者がいない場合は生徒本人の所得で判断する。

なお、成人には親権者及び未成年後見人がいないため、成年に達した生徒の場合には「保護者がいない場合」にあたる(未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。)。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるにあたって用いられている概念と同等であるが、主たる生計維持者の実態が必ずしも健康保険証上の扶養関係と一致しているとは限らないため、主たる生計維

持者の確認にあたっては、生計を維持している者からの扶養誓約書により確認することとして差し支えない。

ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

例えば次のケースも上記の場合に該当する。

- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合

保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得割額により判断する。

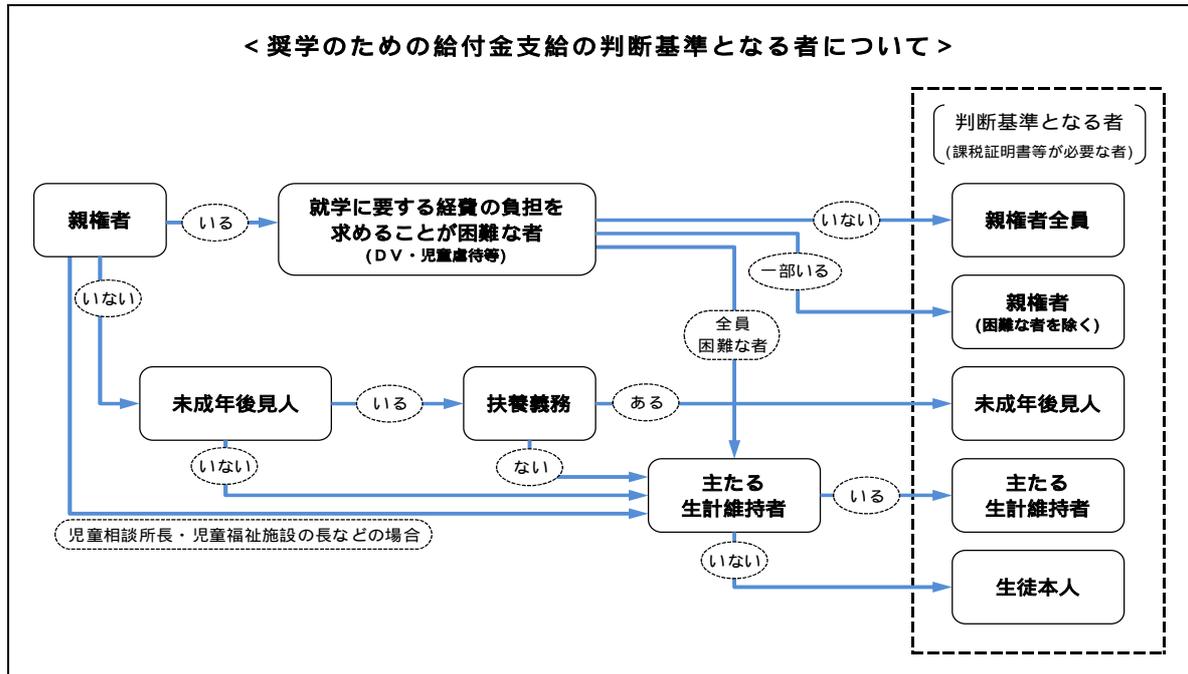
- ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ・ 法人である未成年後見人
- ・ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。なお、内縁の場合も同様に扱う。

所得について判断する基準となる保護者等は、認定基準日時点の保護者等となる。その後、所得状況や世帯状況に変更があっても変更等の手続きは要しない。（認定基準日に遡って変更が生じた場合を除く。）

高校生等の保護者等が税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、認定の要件を満たしておらず、対象とならない。

【参考】



(6) 扶養親族の状況について

対象となる高校生等及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹について認定基準日時点で保護者等に扶養されているか対象となる申請者からの扶養誓約書により確認する。

(留意事項)

年齢や収入状況により扶養の状況は変わるので、道府県民税及び市町村民税の賦課期日(1月1日)時点から認定基準日の間における、扶養の状況に変わりがないか注意する。

(7) 振込口座の届出

申請書(裏面)の金融機関名、口座番号、口座名義人が正しく記載されているか通帳表紙やキャッシュカードの写し等により確認する。

(留意事項)

申請者以外の者の口座を指定する場合は、別途「熊本県奨学のための給付金受領委任状」の提出が必要となる。

2 奨学のための給付金管理システムへの入力

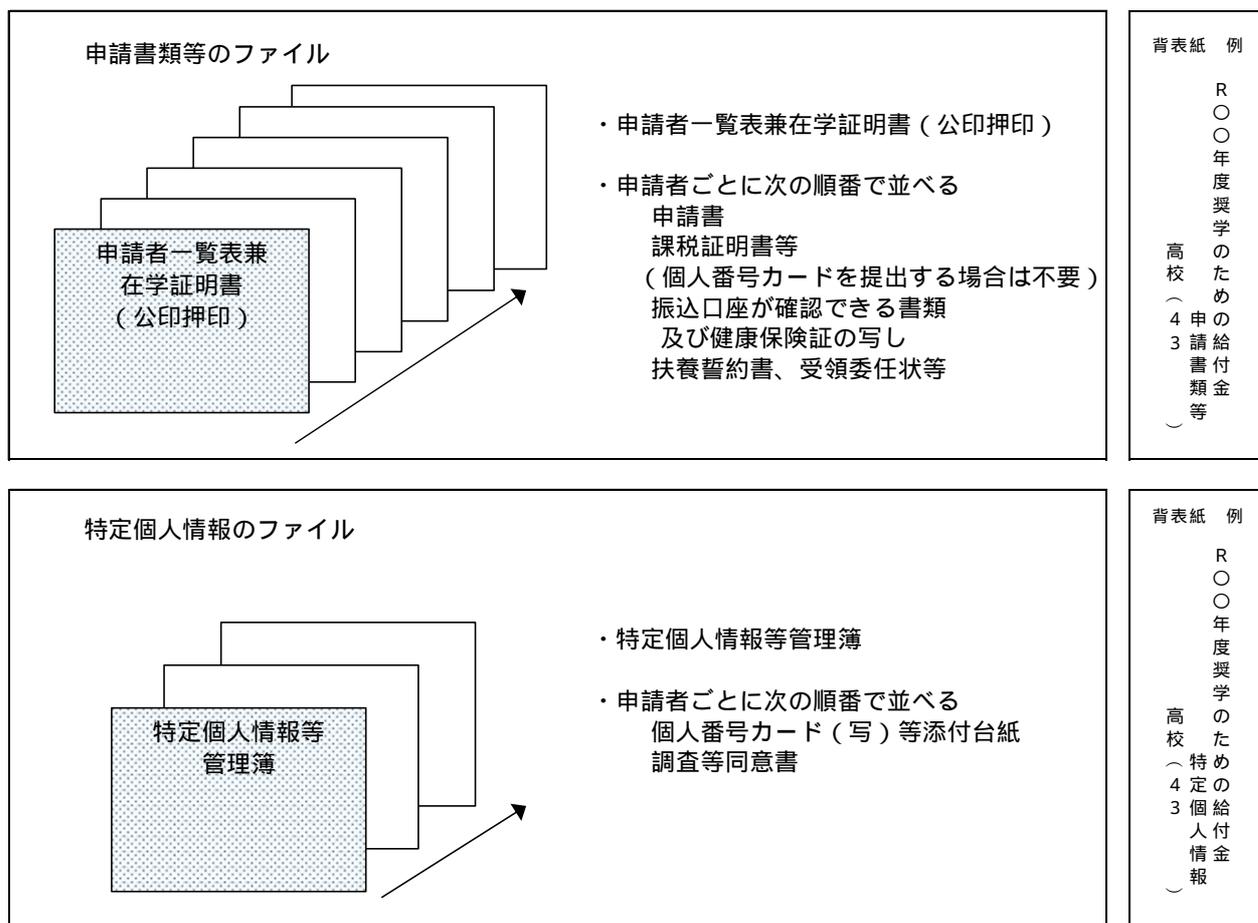
熊本県奨学給付金管理システム操作マニュアルに従い、申請書に記入された事項をシステムに入力を行い、「申請者一覧表兼在学証明書」及び「申請データ」を作成する。

3 県への提出

保護者等から提出された申請書等を申請者一覧表兼在学証明書の通し番号順に次のように整理のうえ、適宜ファイルにとじ、背表紙にア「 年度奨学のための給付金申請書類等」、イ「学校名」、ウ「学校番号」を記載し、別に定める期限までに県教育委員会（高校教育課）へ提出する。

個人番号カード等は、特定個人情報等管理簿の通し番号順に別冊に整理のうえ、背表紙に上記ア～ウ（ただし、アの「申請書類等」の部分については「特定個人情報」と読み替える。）を記載し、申請書類のファイルと併せて提出する。

申請データは、別途、電子メールにより提出してください。



4 交付・不交付決定通知書の配布

各学校は、県教育委員会から「交付決定者一覧表」、「熊本県奨学のための給付金交付決定・確定通知書」、及び「熊本県奨学のための給付金不交付決定通知書」を受け取り、申請を行った保護者等に配布する。

【参考1】 世帯の区分に応じた添付書類の一覧

交付対象世帯の区分	所得を証明する書類	扶養状況を証明する書類	振込口座を確認する書類
1 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている高校生等	生業扶助受給証明書 高校生等の受給状況が分かるもの	不要	通帳表紙やキャッシュカードの写し等 申請者と受取人が違う場合は「委任状」を添付 学校代理受領に係るものとそれ以外で委任状が異なる
2 非課税世帯に扶養されている高校生等（3の場合を除く。）	給付金を交付する年度分の課税証明書等		
3 非課税世帯に扶養されている2人目以降の通信制又は専攻科以外の高等学校に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制又は専攻科以外の高等学校等に通う高校生等	保護者等全員分 前倒し給付においては前年度分	扶養誓約書	

【参考2】 家計急変にかかる世帯の区分に応じた添付書類の一覧

事由	家計急変発生事由を証明する書類 いずれか一つ（参考）	家計急変後の収入を証明する書類
減収	申立書において、減収の時期及び理由を記入し、勤め先の証明印をもらうこと。	・向こう一年間の給与見込み証明
失職等 自己都合 退職は除く	・離職票2 ・雇用保険受給資格証 離職日、離職区分やコードが分かるもの	・再就職している場合、向こう一年間の給与見込み証明
破産	・破産宣告通知書 ・廃業等届	・再就職している場合、向こう一年間の給与見込み証明
離別	・戸籍事項全部証明書 親権者と子が分かるもの	
死亡	・死亡診断書 ・住民票除票	
疾病	・診断書 疾病期間、就労の可否、完治時期の見込み等を記載してもらうこと	・向こう一年間の給与見込み証明 失職し再就職していない場合は不要
災害等	・罹災証明書	

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 高校2年生と高校1年生の子どもがいる場合、給付額はいくらになりますか？

A 2 国公立高校に在学中の場合、高校2年生は1人目の高校生等であるため、122,100円、高校1年生は2人目以降の高校生等であるため143,700円となり、世帯合計で265,800円となります。

なお、申請書類は、お一人ずつ、それぞれ在学する学校に提出してください。

Q 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです（収入や所得とは異なります。）。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

源泉徴収票や確定申告の写しでは確認できません。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 4 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 4 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受け、申請手続きを行ってください。

Q 5 課税証明書又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 5 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の個人番号カード等又は課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 6 保護者等が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 6 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、給付金の対象外です。

Q 7 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 7 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 8 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 8 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。（認定基準日に遡って変更が生じた場合を除く。）

Q 9 申請者が外国籍の場合は対象になりますか？

A 9 熊本県内に住所を有していれば対象になります。

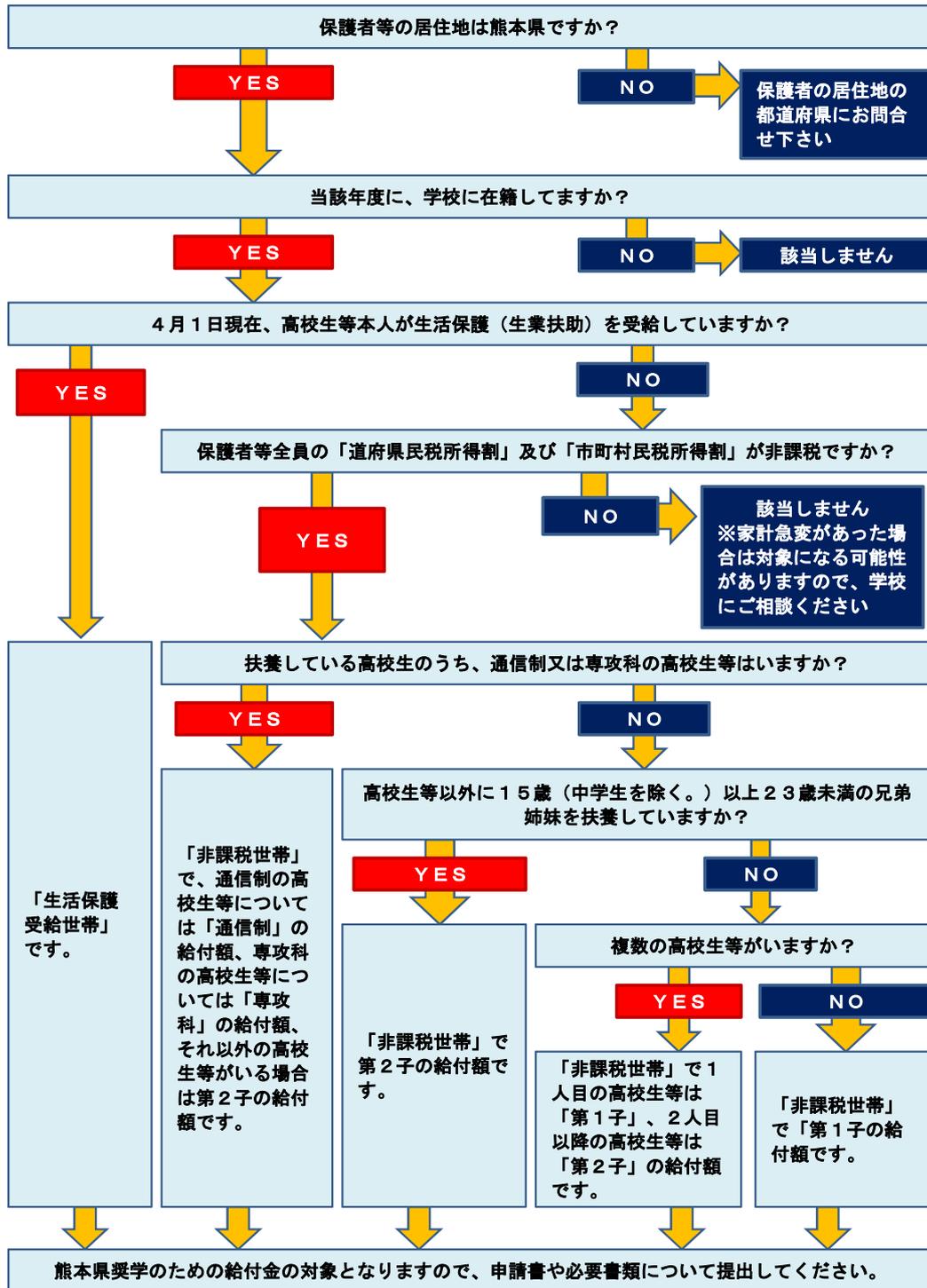
Q10 子どもは県内の高校に在籍、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 10 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行ってください。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円
非課税世帯（第1子）	122,100円	50,500円	
非課税世帯（第2子）	143,700円		

※保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

熊本県奨学のための給付金（世帯構成パターン図）

●子ども一人世帯	
 【全日制等】（第1子） 122,100円	
 【全日制等】（第1子） 122,100円	 扶養されていない
●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）	
◎高校生等が2人いる世帯の場合	
 【全日制等】（第1子） 122,100円	 【全日制等】（第2子以降） 143,700円 給付額の増額
 【通信制・専攻科】 50,500円	 【全日制等】（第2子以降） 143,700円 給付額の増額
(注)通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。	
◎高校生等以外の子どもがいる場合	
 【全日制等】（第2子以降） 143,700円 給付額の増額	
 【全日制等】（第2子以降） 143,700円 給付額の増額	 扶養されている 【例】 大学生、無職、アルバイト、特別支援学校高等部の生徒等
 【全日制等】（第2子以降） 143,700円 給付額の増額	

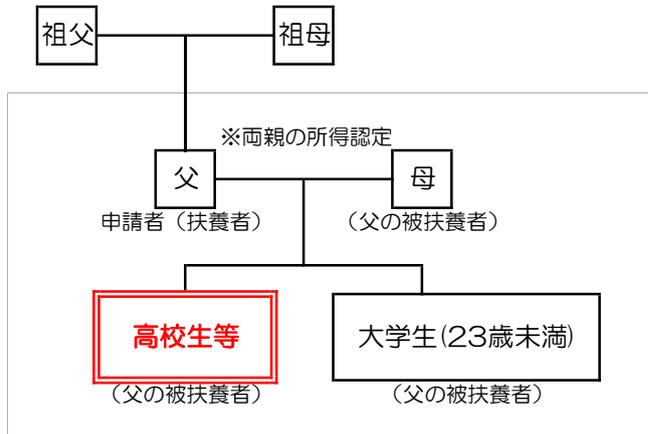
参考3 扶養関係パターン図

申請者と扶養者（生計維持者）が異なる場合

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等の者であり、扶養関係は申請者からの扶養誓約書により確認する。

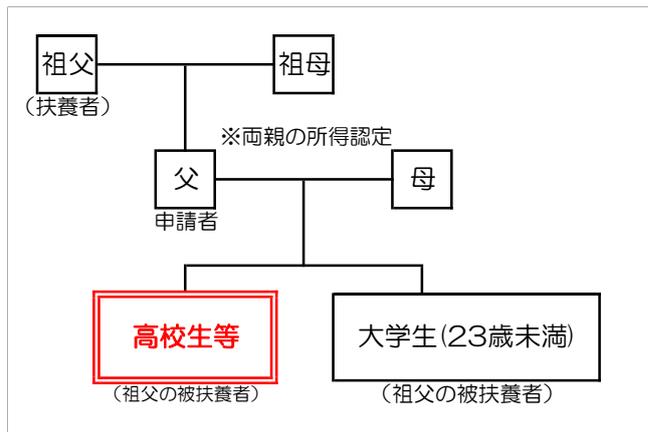
高校生等とその兄弟姉妹が、申請者には扶養（生計維持）されていない場合、「当該世帯に扶養されている兄弟姉妹」とは言えず、第2子単価を適用することはできない。

【通常】申請者が父母で、父が扶養（生計維持）している場合



高校生等⇒第2子

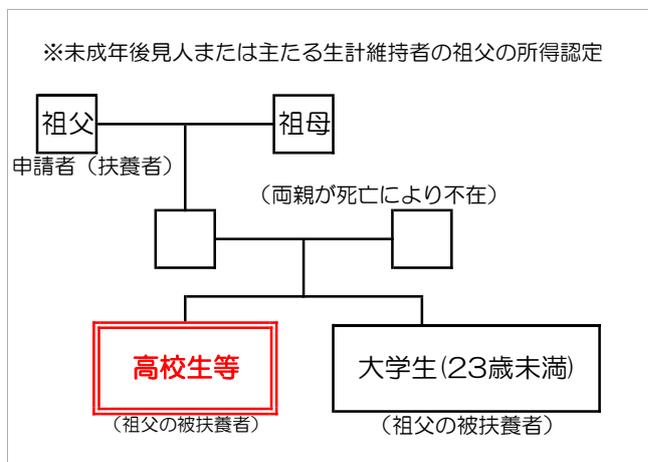
(例1) 申請者が父母であるが、祖父が扶養（生計維持）している場合



高校生等⇒第1子

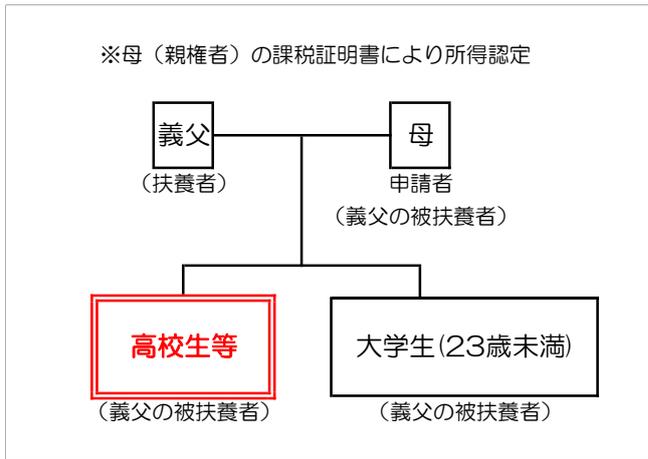
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母（申請者）」には扶養（生計維持）されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例2) 両親死亡により申請者が祖父で、祖父が扶養（生計維持）している場合



高校生等⇒第2子

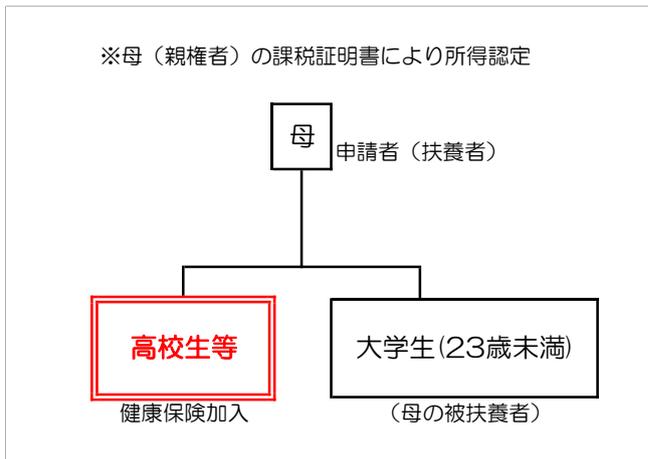
(例3) 申請者は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、義父が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第1子

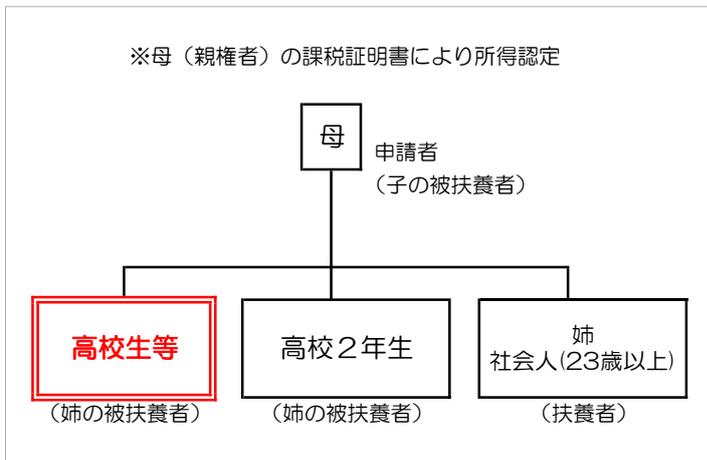
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例4) 申請者は母(=親権者)で、定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養(生計維持)されていない場合



高校生等⇒第1子

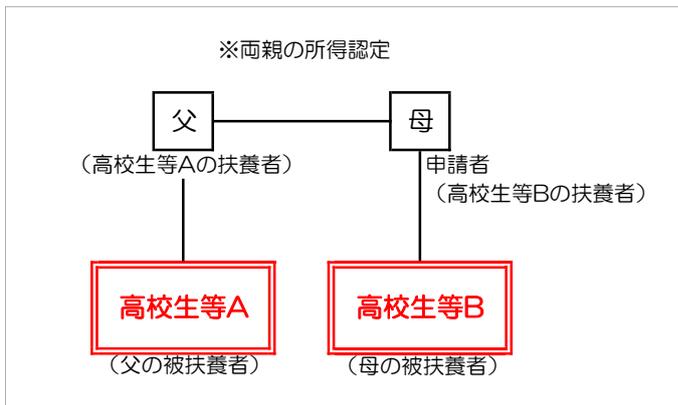
(例5) 申請者は母(=親権者)で、姉が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(申請者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例6) 高校生等が2人おり、扶養者(生計維持者)が父と母で分かれている場合



高校生等→一方を第2子

※親権者2名分の非課税証明書にて、非課税世帯と認定されれば、扶養がそれぞれ別であっても、兄弟の一方を第2子単価と判定